

都道府県眼科医会長 様（送付先：各同事務局）  
各ブロック社会保険委員 各位

公益社団法人 日本眼科医会  
会 長 白根 雅子  
常任理事 原 信哉

### ベースアップ評価料算定のお願い

拝啓 時下、ますますご健勝のことと拝察申し上げます。

令和6年度診療報酬改定において、職員の賃上げによる医療機関の人材確保のためにベースアップ評価料が新設されました。しかしながら現状では算定している医療機関が非常に少ない状態が続いており、届け出が増えなければ医療機関の経営に余裕があるといった誤った認識を持たれかねません。

ベースアップ評価料については、いくつかの問題点があること、算定方法が分かりにくい、などのご意見をいただいておりますが、各医療機関において人材確保は喫緊の課題となっており、賃上げの原資として一定の効果はあると考えております。

日本医師会からはベースアップ評価料を積極的に算定いただきたい、とのお話しをいただいております。本会としても会員の先生方にぜひ算定いただきたく、ご案内申し上げます。

敬具

<参考>（下線付箇所はサイトリンクとなっております）

1. 厚生労働省 ベースアップ評価料等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)

届け出様式、計算支援ツール、賃金計画書計算ツールなどがまとめられています

・届け出様式

<https://00m.in/oaxpw>

（上記は短縮化 URL につき文書発出日より最長3年間の有効期限付となります。短縮化前 URL <https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Fcontent%2F12404000%2F001250207.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>）

ベースアップ評価料等に係る届出については、医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定された専用メールアドレスに Excel ファイルを提出することにより行います。必要な様式はすべて上記の Excel ファイルにまとめられています。（メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面での提出も可能です。）

2. 日本医師会 ベースアップ評価料 特設サイト（ログインが必要です）

[https://www.med.or.jp/japanese/members/iryor06kaitei/jirei\\_kasanBU.html](https://www.med.or.jp/japanese/members/iryor06kaitei/jirei_kasanBU.html)